

計画作成年度	令和5年度
計画主体	高知県高知市

第6次高知市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	高知市農林水産部農林水産課
所在地	高知県高知市本町5丁目1番45号
電話番号	088-823-9458
FAX番号	088-823-9459
メールアドレス	kc-270200@city.kochi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, サル, ハクビシン, タヌキ, アナグマ, ノウサギ, ニホンジカ, カラス (ハシブト, ハシボソ, ミヤマ), キジバト, ヒヨドリ, カワウ, ダイサギ, アオサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県高知市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度～令和4年度)

鳥獣の種類	品目	被害数値					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
① イノシシ	稲	1.60	1,200	1.35	1,014	3.03	2,200
	果樹	0.23	66	0.14	54	0.20	80
	野菜・山菜	6.57	1,178	6.41	1,146	5.77	994
	イモ類	0.30	90	0.74	222	0.60	181
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	8.70	2,534	8.64	2,436	9.60	3,455
② サル	稲	0.01	6	-	-	-	-
	果樹	0.40	106	0.42	110	0.09	26
	野菜・山菜	0.10	7	0.17	12	0.52	46
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	0.51	119	0.59	122	0.61	72
③ ハクビシン	稲	-	-	-	-	-	-
	果樹	3.60	2,008	3.51	1,958	2.57	1,434
	野菜・山菜	0.10	48	0.23	111	0.26	125
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	3.70	2,056	3.74	2,069	2.83	1,559
④ タヌキ	稲	-	-	0.01	5	-	-
	果樹	1.68	552	1.67	552	0.20	67
	野菜・山菜	0.12	64	0.22	105	0.38	190
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	1.80	616	1.90	662	0.58	257

鳥獣の 種類	品目	被害数値					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
⑤ アナグマ	稲	0.01	3	-	-	-	-
	果樹	0.10	44	-	-	0.20	60
	野菜・山菜	0.13	21	0.15	49	0.20	100
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	0.24	68	0.15	49	0.40	160
⑥ ノウサギ	稲	-	-	-	-	-	-
	果樹	0.25	94	0.35	131	0.43	175
	野菜・山菜	0.01	1	0.15	15	0.15	15
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	0.26	95	0.50	146	0.58	190
⑦ ニホン ジカ	稲	-	-	-	-	-	-
	果樹	0.11	28	0.05	9	0.02	4
	野菜・山菜	-	-	0.04	5	0.08	10
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	0.11	28	0.09	14	0.10	14
⑧ カラス	稲	-	-	0.34	2	-	-
	果樹	2.05	1,835	1.94	1,830	1.52	1,433
	野菜・山菜	-	-	-	-	-	-
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	2.05	1,835	2.28	1,832	1.52	1,433
⑨ キジバト	稲	0.01	5	0.01	5	0.01	4
	果樹	-	-	-	-	-	-
	野菜・山菜	0.07	35	0.07	35	0.10	36
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	0.08	40	0.08	40	0.11	40
⑩ ヒヨドリ	稲	0.04	31	-	-	-	-
	果樹	1.84	335	1.78	158	0.80	80
	野菜・山菜	-	-	-	-	-	-
	イモ類	-	-	-	-	-	-
	農耕施設	-	-	-	-	-	-
	小計	1.88	366	1.78	158	0.80	80

鳥獣の 種類	品目	被害数値					
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
①カワウ ダイサギ アオサギ	放流アユ	-	1,250	-	1,320	-	1,300
	小計	-	1,250	-	1,320	-	1,300
合 計		19.33	9,007	19.75	8,848	17.13	8,560

※有害鳥獣捕獲許可申請書データ、被害状況チェックシート、農業共済組合の水稻被害データ及び針木梨組合果樹被害データより

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は、中山間地域や、介良・三里地区等の山裾、筆山周辺、春野地域など、市内全域で年間を通じて発生しており、被害が顕著であるのは1～6月のタケノコ、5～11月の稲・イモ類・果樹等である。

また、林道等の路肩を掘り返し破損するなどの被害も発生している。

加えて、山裾の住宅地を中心として、市街地に出没する事例も多く、石垣や墓石を損壊する被害も発生している。

② サル

サルによる被害は、鏡地域など高知市北西部の中山間地域が中心であったが、最近では土佐山地域や行川、上里周辺にも拡大し、果樹等の被害が発生している。

また、住宅敷地内の家財や、墓石を損壊した事例もある。

③ ハクビシン

ハクビシンによる被害は市内全域で発生しており、春から夏にかけてトウモロコシ、トマト、レタス、ビワなど、秋から冬にかけてナシ、ブドウ、柑橘類の被害が深刻である。

また、市街地での目撃や住宅敷地内の糞害など、生活被害に関する相談も多い。

④ タヌキ

タヌキによる被害は、ハクビシンと同様に市内全域で発生している。農作物被害の状況も同様で、野菜や果樹の被害が中心である。

また、市街地での目撃や住宅敷地内の糞害など、生活被害に関する相談も多い。

⑤ アナグマ

アナグマによる被害は、中山間地域を中心として発生しており、田畑の掘り起こしや野菜が被害を受けている。特に行川地区では、ショウガ畑の掘り起こしが深刻である。

⑥ ノウサギ

ノウサギによる被害は、中山間地域を中心として発生しており、特にユズの苗木やショウガ・野菜苗の新芽等への被害が増加傾向である。

また、中山間地域の森林では、造林後に幼齢木の新芽を食害する被害も発生している。

⑦ ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、鏡・土佐山地域を中心として発生しており、森林の樹木やユズの木が樹皮の食害を受けている。最近では尾立や柴巻、薊野地区にも出没するなど、生

息域が拡大傾向にあり、有害捕獲頭数も増加している。

⑧ カラス

カラスによる被害は、市内全域で年間を通じて発生しており、被害が顕著であるのは果樹であり、4～10月の針木地区を中心としたナシ、11～3月の春野地域の柑橘類等が被害を受けている。

⑨ キジバト

キジバトによる被害は、鏡地域を中心として年間を通じて発生しており、豆類や野菜等が被害を受けている。

また、市街地での糞害など生活被害も発生している。

⑩ ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、春野地域や針木地区を中心として発生しており、被害が顕著であるのは10～3月のナシ・柑橘類等である。

⑪ カワウ・ダイサギ・アオサギ

カワウ・ダイサギ・アオサギによる被害は、鏡川に生息するアユ・アメゴの食害が主である。特にカワウによる被害が顕著であり、内水面漁業に深刻な影響を与えている。

カワウは、鳥獣保護区に指定されている鏡ダム湖畔に営巣しており、多いときには数百羽の群れとなっている。糞害で樹木等が衰弱し、枯死する植生被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2～4年度平均)	目標値 (令和8年度)
被害面積		
① イノシシ	8.98ha	8.44ha
② サル	0.57ha	0.55ha
③ ハクビシン	3.42ha	3.32ha
④ タヌキ	1.43ha	1.39ha
⑤ アナグマ	0.26ha	0.25ha
⑥ ノウサギ	0.45ha	0.44ha
⑦ ニホンジカ	0.10ha	0.09ha
⑧ カラス	1.95ha	1.89ha
⑨ キジバト	0.09ha	0.08ha
⑩ ヒヨドリ	1.49ha	1.44ha
⑪ カワウ ダイサギ アオサギ	—	—
被害金額		
① イノシシ	2,808千円	2,724千円
② サル	104千円	101千円
③ ハクビシン	1,895千円	1,828千円
④ タヌキ	512千円	497千円

指標	現状値 (令和2～4年度平均)	目標値 (令和8年度)
⑤ アナグマ	92千円	89千円
⑥ ノウサギ	144千円	140千円
⑦ ニホンジカ	19千円	18千円
⑧ カラス	1,700千円	1,649千円
⑨ キジバト	40千円	39千円
⑩ ヒヨドリ	201千円	195千円
⑪ カワウ	1,290千円	1,251千円
ダイサギ		
アオサギ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が猟友会会員等に捕獲を依頼し、わなや銃器による捕獲を実施している。 高知市有害鳥獣捕獲報償金，高知市鳥獣被害防止緊急捕獲等報償金，高知市シカ捕獲報償金の各制度を運用するとともに，高知市有害鳥獣捕獲報償金については，報償金単価の増額や対象鳥獣の拡大など，制度の拡充に努め，有害捕獲の推進を図っている。 高知市新規狩猟者確保事業費補助金制度を運用し，狩猟免許取得に必要な経費への支援を行い，有害鳥獣捕獲者の確保を図っている。 捕獲活動への支援として，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金等を活用して高知市鳥獣被害対策協議会が購入した捕獲檻を，有害鳥獣捕獲者に対し貸与している。 <p>また，県の第二種特定鳥獣捕獲推進事業を活用して購入したくくりわなの配布を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許保有者の高齢化等による捕獲従事者の減少 有害捕獲従事者に対する支援拡大
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 高知市鳥獣被害対策協議会を中心として，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用した集落ぐるみでの防護柵の設置を推進している。 高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業費補助金制度を運用し，農業者が行う防護柵の設置に要する費用に対し支援を行っている。 	地域住民や農業者の高齢化等による柵の設置作業や設置後の維持管理に係る負担の増大
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた関係者に対し，高知県鳥獣被害対策専門員と連携しながら，被害状況に応じた対応策を指導している。 	耕作放棄地等の増加による生息域の拡大

(5) 今後の取組方針

「守る」「追い払う」「捕獲する」を鳥獣被害対策の基本方針とし、以下の内容に取り組む。

- ・有害鳥獣の生息状況や被害に関する情報把握に努め、高知県鳥獣被害対策専門員や猟友会との緊密な連携により、農業者自身や地域ぐるみで行う被害防止策の啓発を図る。
- ・補助制度を活用した防護柵の設置を推進する。
- ・高知市新規狩猟者確保事業費補助金制度を円滑に運用するとともに、猟友会を通じた情報提供を行い、有害鳥獣捕獲者の確保・育成を図る。
- ・有害捕獲の推進のため、捕獲報償金制度を円滑に運用するとともに、高知市有害鳥獣捕獲報償金については、報償金単価の増額や対象鳥獣の拡大など、制度の拡充に努める。また、狩猟者の負担軽減等を目的としたICTの活用方法について検討する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高知市年間予察捕獲計画に基づき、猟友会会員を中心にわなや銃器による捕獲を実施する。

また、高知市鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則に沿って、有害鳥獣捕獲実績のある狩猟者を隊員として委嘱し、緊急時における迅速かつ効果的な体制整備を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ，サル，ハクビシン，タヌキ，アナグマ，ノウサギ，ニホンジカ，カラス，キジバト，ヒヨドリ，カワウ，ダイサギ，アオサギ	高知市新規狩猟者確保事業費補助金制度を円滑に運用するとともに、猟友会を通じた情報提供を行い、有害鳥獣捕獲者の確保・育成を図る。 また、有害捕獲の推進のため、捕獲報償金制度を円滑に運用するとともに、高知市有害鳥獣捕獲報償金については、報償金単価の増額や対象鳥獣の拡大など、制度の拡充に努める。
令和7年度	イノシシ，サル，ハクビシン，タヌキ，アナグマ，ノウサギ，ニホンジカ，カラス，キジバト，ヒヨドリ，カワウ，ダイサギ，アオサギ	高知市新規狩猟者確保事業費補助金制度を円滑に運用するとともに、猟友会を通じた情報提供を行い、有害鳥獣捕獲者の確保・育成を図る。 また、有害捕獲の推進のため、捕獲報償金制度を円滑に運用するとともに、高知市有害鳥獣捕獲報償金については、報償金単価の増額や対象鳥獣の拡大など、制度の拡充に努める。
令和8年度	イノシシ，サル，ハクビシン，タヌキ，アナグマ，ノウ	高知市新規狩猟者確保事業費補助金制度を円滑に運用するとともに、猟友会を通じ

	サギ, ニホンヅカ, カラス, キジバト, ヒヨドリ, カワウ, ダイサギ, アオサギ	た情報提供を行い, 有害鳥獣捕獲者の確保・育成を図る。 また, 有害捕獲の推進のため, 捕獲報償金制度を円滑に運用するとともに, 高知市有害鳥獣捕獲報償金については, 報償金単価の増額や対象鳥獣の拡大など, 制度の拡充に努める。
--	---	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>① イノシシ</p> <p>本市の有害鳥獣による農作物被害はイノシシによるものが最も多く被害は深刻で, 他市町村では造林地へ設置したシカ食害防護ネットの破損事例もあるなど, 捕獲の推進が必要であるため, 年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し, 1,370 頭とする。</p> <p>※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度: 860 頭, 令和3年度: 857 頭, 令和4年度: 1,083 頭</p> <p>② サル</p> <p>被害が発生している鏡・土佐山地域及び行川周辺を中心に捕獲を推進しているが, 捕獲の難度が高く, 被害は継続しており, 捕獲の推進が必要であるため, 年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し, 30 頭とする。</p> <p>※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度: 8 頭, 令和3年度: 12 頭, 令和4年度: 9 頭</p> <p>③ ハクビシン</p> <p>市内全域で農作物被害が発生しており, 住宅敷地内の糞害等の生活被害も発生するなど, 捕獲の推進が必要であるため, 年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し, 170 頭とする。</p> <p>※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度: 77 頭, 令和3年度: 111 頭, 令和4年度: 126 頭</p> <p>④ タヌキ</p> <p>ハクビシンと同様, 市内全域で農作物被害が発生しており, 住宅敷地内の糞害等の生活被害も発生するなど, 捕獲の推進が必要であるため, 年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し, 300 頭とする。</p> <p>※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度: 52 頭, 令和3年度: 124 頭, 令和4年度: 227 頭</p> <p>⑤ アナグマ</p> <p>中山間地域を中心として農作物被害が発生しており, 捕獲の推進が必要であるため, 年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し, 90 頭とする。</p> <p>※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度: 7 頭, 令和3年度: 0 頭, 令和4年度: 0 頭</p> <p>⑥ ノウサギ</p> <p>中山間地域を中心として農作物被害が発生しており, ユズの苗木やショウガ・野菜苗</p>	

捕獲計画数等の設定の考え方

の新芽のほか、森林造林後の幼齢木の新芽等を食害するなど、被害は増加傾向であり、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、90頭とする。

※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度：0頭、令和3年度：0頭、令和4年度：6頭

⑦ ニホンジカ

鏡・土佐山地域を中心として、森林の樹木やユズの木の新芽が食害を受けており、最近では尾立や柴巻、薊野地区にも出没するなど、生息域が拡大傾向であることから、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、60頭とする。

※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度：23頭、令和3年度：21頭、令和4年度：39頭

⑧ カラス

市内全域で被害が発生しており、特に果樹の被害が顕著である。捕獲や追い払い活動による被害防止活動を実施している地域もあるが、被害は深刻であり、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、340羽とする。

※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度：294羽、令和3年度：327羽、令和4年度：263羽

⑨ キジバト

鏡地域を中心として、豆類や野菜等が被害を受けているほか、市街地での糞害など生活被害も発生しており、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、20羽とする。

※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度：37羽、令和3年度：0羽、令和4年度：0羽

⑩ ヒヨドリ

春野地域や針木地区を中心に果樹への被害が顕著であり、捕獲や追い払い活動を実施しているが被害は多く、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、450羽とする。

※有害鳥獣捕獲実績 令和2年度：85羽、令和3年度：111羽、令和4年度：0羽

⑪ カワウ・ダイサギ・アオサギ

鏡川漁業協同組合と連携し、年に複数回の一斉駆除活動を行うなどの対策を実施しているが、依然としてアユ・アメゴの食害は多く、捕獲の推進が必要であるため、年間捕獲計画数は捕獲実績及び被害状況を勘案し、カワウ70羽、ダイサギ・アオサギ各30羽とする。

※有害鳥獣捕獲実績（カワウ） 令和2年度：48羽、令和3年度：15羽、令和4年度：48羽

有害鳥獣捕獲実績（ダイサギ） 令和2年度：0羽、令和3年度：0羽、令和4年度：33羽

有害鳥獣捕獲実績（アオサギ） 令和2年度：5羽、令和3年度：2羽、令和4年度：3羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① イノシシ(頭)	1,370	1,370	1,370
② サル(頭)	30	30	30
③ ハクビシン(頭)	170	170	170
④ タヌキ(頭)	300	300	300
⑤ アナグマ(頭)	90	90	90
⑥ ノウサギ(羽)	90	90	90
⑦ ニホンジカ(頭)	60	60	60
⑧ カラス(羽)	340	340	340
⑨ キジバト(羽)	20	20	20
⑩ ヒヨドリ(羽)	450	450	450
⑪ カワウ(羽)	70	70	70
ダイサギ(羽)	30	30	30
アオサギ(羽)	30	30	30

捕獲等の取組内容
<p>高知市年間予察捕獲計画に基づき、市内全域において、わなや銃器による捕獲を年間を通じて（狩猟鳥獣については狩猟期を除く）実施する。</p> <p>また、市民や高知県鳥獣被害対策専門員等から寄せられた鳥獣被害に関する情報に基づき、有害鳥獣捕獲者と連携し、被害発生場所での捕獲圧の強化に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
高知市	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ サル ハクビシン タヌキ アナグマ ノウサギ ニホンジカ カラス キジバト ヒヨドリ	電気柵や金網柵，防鳥ネット等について，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用した集落ぐるみでの設置を推進するとともに，高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業費補助金制度を運用し，農業者が行う柵の設置に要する費用に対し支援を行うことで，個々の圃場での設置を推進する。 ※計画延長：5,000m	電気柵や金網柵，防鳥ネット等について，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用した集落ぐるみでの設置を推進するとともに，高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業費補助金制度を運用し，農業者が行う柵の設置に要する費用に対し支援を行うことで，個々の圃場での設置を推進する。 ※計画延長：5,000m	電気柵や金網柵，防鳥ネット等について，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用した集落ぐるみでの設置を推進するとともに，高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業費補助金制度を運用し，農業者が行う柵の設置に要する費用に対し支援を行うことで，個々の圃場での設置を推進する。 ※計画延長：5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ サル ハクビシン タヌキ アナグマ ノウサギ ニホンジカ カラス キジバト ヒヨドリ	侵入防止効果の維持のため，設置後の適正な管理について啓発を行うとともに，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用して設置した柵については，高知市鳥獣被害対策協議会と地域が維持管理に関する委託契約を締結することで，適切な維持管理の実施を図ることとする。	侵入防止効果の維持のため，設置後の適正な管理について啓発を行うとともに，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用して設置した柵については，高知市鳥獣被害対策協議会と地域が維持管理に関する委託契約を締結することで，適切な維持管理の実施を図ることとする。	侵入防止効果の維持のため，設置後の適正な管理について啓発を行うとともに，高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用して設置した柵については，高知市鳥獣被害対策協議会と地域が維持管理に関する委託契約を締結することで，適切な維持管理の実施を図ることとする。

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ, サル, ハクビシン, タヌキ, アナグマ, ノウサギ, ニホンジカ, カラス, キジバト, ヒヨドリ, カワウ, ダイサギ, アオサギ	被害を受けた関係者に対し, 高知県鳥獣被害対策専門員と連携し, 被害状況に応じた対応策を指導する。
令和7年度	イノシシ, サル, ハクビシン, タヌキ, アナグマ, ノウサギ, ニホンジカ, カラス, キジバト, ヒヨドリ, カワウ, ダイサギ, アオサギ	被害を受けた関係者に対し, 高知県鳥獣被害対策専門員と連携し, 被害状況に応じた対応策を指導する。
令和8年度	イノシシ, サル, ハクビシン, タヌキ, アナグマ, ノウサギ, ニホンジカ, カラス, キジバト, ヒヨドリ, カワウ, ダイサギ, アオサギ	被害を受けた関係者に対し, 高知県鳥獣被害対策専門員と連携し, 被害状況に応じた対応策を指導する。

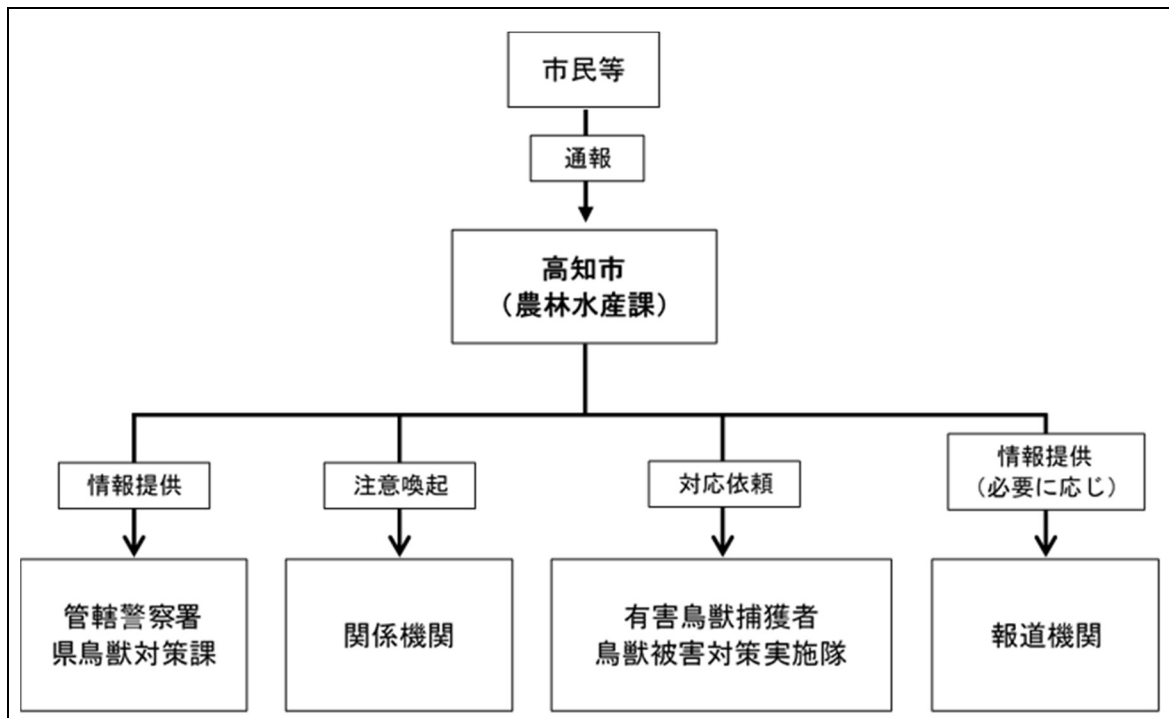
6 対象鳥獣による住民の生命, 身体又は財産に係る被害が生じ, 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知市	情報収集, 情報提供, 現地調査, 関係機関との連絡調整, 有害鳥獣捕獲者との調整及び捕獲依頼, 高知市鳥獣被害対策実施隊員による捕獲や追払い活動の実施
高知県鳥獣対策課	情報収集及び提供, 現地調査

関係機関等の名称	役割
高知県鳥獣保護管理員	情報収集及び提供，現地調査
高知県中央地区猟友会	情報共有，有害鳥獣捕獲の実施
高知県南地区猟友会	情報共有，有害鳥獣捕獲の実施
高知県南国地区猟友会	情報共有，有害鳥獣捕獲の実施
高知警察署	情報収集及び提供，巡回及び広報
高知南警察署	情報収集及び提供，巡回及び広報
高知東警察署	情報収集及び提供，巡回及び広報
その他関係機関	関係者等への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については，捕獲者自身で埋設等の適切な処理を行う。
また，ジビエとしての有効利用を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	高知県中央地区猟友会鏡支部猪等処理加工施設において、主に猪の食肉化等を行っている。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

高知県中央地区猟友会鏡支部猪等処理加工施設において、主に猪の食肉化等を行っている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用ための人材育成の取組

地域おこし協力隊制度を活用し、有害鳥獣対策として捕獲した鳥獣のジビエ活用を推進する。
--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高知市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
高知市内の集落代表者	被害状況等の情報交換，被害防止対策の積極的実施
高知県中央地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
高知県南地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
鏡川漁業協同組合	カワウなどによる水産被害情報等の提供と捕獲の実施
高知県農業共済組合中部支所	高知市内の鳥獣被害による水稻の関連情報の提供

高知市農業協同組合	営農指導を通じた被害防止対策の技術指導や情報提供
高知県農業協同組合高知地区	営農指導を通じた被害防止対策の技術指導や情報提供
高知農業改良普及所	営農指導を通じた被害防止対策の技術的指導
高知県中央地区猟友会鏡支部猪等処理加工施設	猪等野生鳥獣の食肉への活用の実施や、情報提供
高知市農林水産部農林水産課	鳥獣被害防止計画の作成，協議会の運営事務，有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する情報交換及び技術的指導
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲に関する情報提供
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関する捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本計画に定める被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため、高知市鳥獣被害対策実施隊を設置する。

① 活動内容

- ア 対象鳥獣の捕獲等（追い払い活動を含む）で、市民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるもの
- イ 対象鳥獣の捕獲技術の向上及び研究に関するもの
- ウ その他市長が必要と認めるもの

② 隊員の資格要件

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項第2号に掲げる者は、以下に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ア 原則として、高知県中央地区猟友会、南地区猟友会又は南国地区猟友会の会員である者
- イ 原則として、第1種銃猟免許及びわな猟免許を有する者
- ウ 任命しようとする年度の前年度に狩猟者登録しており、過去3年間狩猟に関する事故又は違反のない者
- エ イノシシ、ニホンジカ等の捕獲実績のある者
- オ 一年を通じて①に定める活動に参加できる者

③ 隊員数

- ア 非常勤職員 10名以内

イ 市職員 10名以内

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣捕獲者や高知市鳥獣被害対策協議会員，高知県鳥獣被害対策専門員等の関係機関からの情報をもとに鳥獣被害の状況を把握し，対策を検討する。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本市北部に隣接する土佐町と連携し，毎年10月にシカ連携捕獲活動を実施する。